

令和2年度 第4回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

令和2年9月3日（木）

新宿区 総合政策部 区政情報課

【会 長】 それではただいまより、令和 2 年度第 4 回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。

議事に入る前に、本日の資料について事務局から確認をお願いいたします。

【区政情報課長】 本日もよろしくをお願いいたします。

事前にお送りをした資料ですけれども、資料 1 6 から資料 2 1 までの 8 件の資料と「情報セキュリティアドバイザー意見一覧」。それから、前回ご意見がございました「新宿区区外転出者の現地調査業務の委託に関する確認事項について」を送らせていただいております。そして、前回未審議となりました資料 1 1 といたしまして、このピンク色のファイルで令和元年度新宿区情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況の報告書、こちらを机の上に配付をさせていただきました。

資料については以上でございます。

続いて審議に入る前に、税務課の区外転出者の現地調査について事務局から報告をさせていただきますと思います。

【会 長】 どうぞ。

【区政情報課長】 前回のこちらの審議会のほうで、サービサーに関して情報の目的外利用ですか、安全性についてご意見がございました。それについて、税務課から報告がありました。

まず、委託業務である居住実態の調査についてというところで、こちらの報告の確認内容の 1 番でございます「委託先からの報告書の記載事項について」でございます。報告を受ける書式に、調査方法の欄を設けるといようなことを確認しております。調査を適正に履行させるため、こうした調査の方法を報告書に設けることで、担当課としてもチェックをしていくような方向で報告をいただいております。

そして 2 点目、「サービサーの個人情報保護対策について」ということで、前回のご意見を受けまして、法務省や事業者担当課から確認をさせました。ここに記載させてはいますが、このサービサーについては債権管理回収業に関する特別措置法、それから当然、個人情報保護法、それから債権管理回収分野における個人情報のガイドラインに基づき、法務省の管理監督のもとに事業を行っており、定期的な監査、それから検査を受けているということが 1 つ。

それから、個人情報を別の業務に使う目的外利用については、違法になるということで、場合によっては業務の改善命令や許可の取消し、そういった行政処分の対象になることを確認さ

せていただきました。また、法務省の指導のもと、民間の債権回収部門と、それから公金を扱う現地調査をする部門と、しっかりセクションを組織上分けるような体制で行うことが新たに確認事項として分かりましたので、ご報告をさせていただきたいと思います。

適正に業務委託を行ってまいりたいと思います。報告は以上でございます。

【会長】この点につきまして何かご質問、ご意見ございますでしょうか。三雲委員。

【三雲委員】前回いろいろとご指摘したところについて、ご対応いただいてありがとうございます。このように確認をいただいたということなので、あとは実際に言われているとおりの業務フローがあるかどうかということになりますので、もう既に事業者のほうは、選定はされているのではないかと思いますけども、具体的な情報と業務がどのように流れているのかというフローを確認した上で、また、安全管理措置というものもとっているはずですので、これはきちんとモニタリングすることができるような契約になっているはずですから、適宜モニタリングをしていただければと思います。

以上です。

【会長】では、今のはご意見としてお聞きしておけばよろしいですね。

ほかにご質問かご意見ございますか。

ないようでしたら本件はこの程度にいたしまして、議題に入りたいと思います。

それでは審議に入りますけども、説明される方は資料の要点を説明した上で、必要に応じて補足を加えるようお願い申し上げます。

それでは審議に入ります。まず、資料16「新生児子育て応援臨時給付金給付事業の実施に係る子ども医療費助成システム登録情報の目的外利用等について」であります。

それでは、説明される方は資料を確認の上ご説明をお願いいたします。どうぞ。

【子ども家庭課長】子ども家庭課長でございます。よろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

初めに資料の確認をさせていただきます。本件の説明に用いる資料は、資料16と資料16-1の図でございます。資料の不足等はございますでしょうか。

【会長】どうぞ。

【子ども家庭課長】それでは「新生児子育て応援臨時給付金給付事業の実施に係る子ども医療費助成システム登録情報の目的外利用等について」説明いたします。資料の2ページをご覧ください。

事業の概要について説明いたします。目的は、新型コロナウイルス感染症拡大により、不安

を抱えながら出産を迎えた家庭の経済的な負担を軽減し、子どもの健やかな成長を支援することとでございます。

対象者は令和2年4月28日から令和3年3月31日までに子が生まれ、令和2年8月28日以降に新宿区に子とともに住民登録がある方とでございます。

事業の概要でございますが、区独自の子育て支援として、上記対象者に対し新生児1人につき10万円の新生児子育て応援臨時給付金を支給するというものでございます。

目的外利用についてですが、本事業を実施するに当たり、子ども医療費助成システムの情報を目的外利用することで、本事業の対象者を把握し、早急かつ効率的な給付金の給付につなげます。子ども医療費助成システムには、新宿区内に住民登録がある0歳から15歳の子どもで、日本の健康保険制度に加入している子及びその保護者の情報が管理されており、既に口座情報も把握しております。そのため、区から案内文等を郵送または手渡しした後、一定の期限までに受給拒否の意思表示がない方に対し、申請を受けることなく、速やかに給付を行うことができます。

なお、子ども医療費助成システムに登録のない方につきましては、一律で申請書を送付し、申請書の提出をもって給付手続を行います。

システム改修につきましては、本事業は既存の子ども医療費助成システムを活用し、対象者の管理を行いますが、臨時的、特別的な新規事業であるため、以下の改修を行うことで事務の効率化及び円滑化、二重給付の防止を図ります。

改修項目は、給付対象者の管理機能の追加、給付対象者CSVファイル作成機能の追加、指定口座に給付金を支払うための支払データを作成する機能の追加、当給付金の給付実績の有無を反映させる機能の追加でございます。対象新生児数は2,800人を想定しております。

次に、個人情報の流れ図を説明いたします。資料16-1をご覧ください。

図の左側、新宿区の枠の中に児童福祉総合システムがあり、その枠の中に子ども医療費助成システムがございます。今回の給付金給付事業に必要な改修項目は、先ほど事業概要でお伝えしましたが、図の左側でございますオレンジ色の吹き出しの4点でございます。

続いて個人情報の流れとしましては、①のとおり、住民基本台帳情報及び子ども医療費助成システム内の助成登録者情報を用いまして、事業の給付対象者を抽出します。②の突合作業によって、③のとおり、給付対象者で子ども医療費助成システムに登録のある方に案内文及び給付を希望しない場合の届出書を送付または手渡しいたします。また、④のとおり、給付対象者で子ども医療費助成システムに登録のない方には申請書を郵送いたします。登録のない方が申

請書を区に提出いただくのが⑤になります。

なお、右上の赤い囲いに記載のとおり、システムに登録のある方向けの案内文には、子ども医療費助成システムに登録されている口座情報を活用することなどを明記いたします。システムに登録のある対象者で給付を希望しない方は、⑥のとおり、給付を希望しない届出書を提出いただき、⑦のとおり、給付対象者の給付希望の有無の確認を行い、⑧でその結果を子ども医療費助成登録者情報に登録します。また、申請書の提出があった子ども医療費助成システムに登録のない方の情報も登録いたします。

その後は⑨のとおり、給付に必要な支払データを作成し、⑩で各口座へ給付金の支給を行います。⑪で給付金の受領が確認できましたら、⑫のとおり、給付実績を子ども医療費助成登録者情報へ登録いたします。

なお、左下の赤い囲いに記載がございますとおり、子ども医療費助成の対象外の人で、本事業のためにのみ登録された方の情報につきましては、子ども医療費助成対象者と区別するフラグをつけ、保存年限経過後、情報の削除をいたします。

個人情報の流れは以上でございます。

次に資料16にお戻りいただきます。資料16、3ページをご覧ください。諮問事項「新生児子育て応援臨時給付金給付事業の実施に係る子ども医療費助成システム登録情報の目的外利用について」です。

こちら中ほどの目的外利用を行う理由でございますが、本事業を実施するに当たり、子ども医療費助成システムに登録のある子ども医療費助成受給者情報を目的外利用することで、本事業の対象者を把握し、早急かつ効率的な給付金の給付につなげるためでございます。なお、子ども医療費助成システムに登録のある方への案内文には、子ども医療費助成システムに登録されている口座情報を利用することなどを明記いたします。

目的外利用を行う情報項目としては、子ども医療費助成システムの申請者につきましては、氏名、住所、生年月日、申請日、認定日、消滅日、口座情報となり、対象新生児は氏名、住所、生年月日となります。

目的外利用の時期・期間は、令和2年9月4日から令和3年7月31日までです。

次に4ページをご覧ください。諮問事項、当事業の実施に係る子ども医療費助成システムの改修についてです。

記録される情報項目は、こちら記載のとおりでございます。また、新規開発・追加・変更の理由及び新規開発・追加・変更の内容につきましては、先ほどの2ページの事業概要でもご説

明いたしましたとおり、記載のとおりでございます。

開発等を委託する場合における個人情報保護対策についてでございますが、運用上の対策として3点で、システム開発及び変更作業は改修のプログラムを委託先で作成し、そのプログラムを児童福祉総合システムに適用するため、委託先には個人情報を取り扱わせません。また、委託先が当該システムを操作する場合には、事前に作業内容の報告を求め、区が承認した後に実施することで、委託先が不必要な個人情報に接すること、個人情報を持ち出すことを防ぐなどの対策を図ります。

システム上の対策につきましては、記載のとおり、5点の対策を実施いたします。

次に新規開発・追加・変更の時期でございますが、令和2年9月に改修プログラムを作成し、改修作業に入ります。令和2年10月に本稼働の予定でございます。

次に5ページをご覧ください。報告事項、当事業の実施に係るシステムの改修業務等の委託についてです。

委託先は株式会社電算です。委託に伴い事業者処理させる情報項目は、記載のとおりでございます。

委託理由は、株式会社電算は、本システムの開発業者であり、システムの改修業務及び保守業務を安全かつ効率的に行うことができるためです。

委託内容は記載のとおり、システム改修業務は4点、保守業務が2点でございます。

委託の開始時期及び期限は、記載のとおりでございます。

委託に当たり区が行う情報保護対策、委託事業者に行わせる情報保護対策は、運営上の対策、システム上の対策ともこちら記載のとおりでございます。

なお、7ページ、8ページの特記事項は区と委託先の契約書に付するもので、こちらの特記事項により、新宿区個人情報保護条例及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させます。

説明は以上でございます。

【会長】事務局のほうから。

【区政情報課長】セキュリティアドバイザー意見一覧をご覧ください。

一番上の行でございます。アドバイザーのほうからは「十分な対策はとられているものの、さらに以下の内容について助言する」ということで、「目的外利用にあたっては、本事業の案内文に子ども医療費助成システムに登録されている口座情報を利用することを明記し、十分な周知を行うこと」という助言をいただきました。

それを受けての担当課の対応ですけれども、今、担当課長から説明がありましたように、「案

内文には、以下の内容を記載する」ということで4点。1つ目が、既に登録されている医療費助成システムに登録されている口座情報の利用をすること。それから、給付金の振込口座も含め、登録口座の変更の申出が可能であること。給付を希望しない場合には、届出を提出することで受給拒否の意思表示ができること。一定の期日までに、給付を希望しない届出書の提出がなければ、口座への振込を同意したとみなすことということについては、丁寧に説明をするという回答をいただいています。以上です。

【会 長】 それでは、ご質問かご意見ありましたらどうぞ。三雲委員。

【三雲委員】 今回こういった給付金が出されるということで、特に希望しない届出の提出がなければ、口座への振込を同意したことになるとなっているのですが、他方で今回取り扱う情報項目の中には「申請日」という項目があるのですね。この申請日というのは、そうするといつになるのか。要するに具体的な申請行為が対象の方にはないので、いつを申請日とみなすのか教えてください。

【会 長】 ご説明ください。

【子ども家庭課長】 こちらの情報の申請日と申しますのは、現行の子ども医療費助成システムにおける乳幼児・子ども医療証の申請日という、そういった情報でございまして、本給付金の申請日という情報とは異なります。

【会 長】 三雲委員。

【三雲委員】 分かりました。それともう1つ、特別定額給付金のところでも多少問題になったかと思うのですが、新生児が生まれた後、DVで、母子でシェルター等に避難されている方に関して、当然住所にこういった申請書というか、届出書が送られてくると思うのですね。その場合に2パターンあると思うのですが、旦那さんのほうが受領を拒絶するというか、申請をしないという返答をしてくる場合と、もう1つは黙って受け取る場合と。いずれの場合にしても、お子さんのほうには行き渡らないという可能性があるわけなのですが、こういった母子の把握とそういった方々が受給する方法について、どのように考えているのか教えてください。

【会 長】 ご説明ください。

【子ども家庭課長】 まずDVなどで、特に今現在、新宿に住民登録はないですけれども実際に居住しているといった、そのような形で特別な事情でいらっしゃる方につきましては、そういった方でも乳幼児医療システムについて医療証を受給されている方がおりますので、その医療証などを受給されている方につきましては、最初からそのような対応を図るような形で、実際

に申請すべき方のところに案内書を送るということで、乳幼児医療制度の中で把握されているものについてはそのような形をとります。

また、そのような形で医療証の関係で把握していない方々への対応としましては、区内のDV関係の機関、区の中の所管部と連携をして、本事業について周知をして、そしてご本人にこういった事業の周知をさせていただいて、そしてご本人から区のほうに連絡をいただけるような、そのような形で、庁内で連携していきたいと思っております。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】ありがとうございます。特に後段のシェルター等の施設にいらっしゃる方に対して、直接しっかりと周知をしていただくと。必要があれば申請をしていただくということが大事だと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。以上です。

【会 長】これは給付金の支給というのは誰がやるのですか。

【子ども家庭課長】区が行います。

【会 長】直接やるのですね。

【子ども家庭課長】はい。区が直接その口座に入金させていただきます。

【会 長】分かりました。

ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、本件は目的外利用と電子計算機による個人情報の処理開発、変更がそれぞれ諮問事項で、業務委託が報告事項なのですけれど、諮問事項についてはそれぞれ承認、報告事項については了承ということでよろしゅうございますか。

では、本件はそういうことで終了といたします。ご苦労さまでした。

次は、資料17「日常生活支援住居施設事業に係る生活保護システムの改修等について」であります。それでは、説明される方は資料を確認の上ご説明願います。

【生活福祉課長】生活福祉課長です。よろしくお願いたします。

本件につきましては、生活福祉課、保護担当課、2課からの諮問・報告事項となっておりますが、私のほうからご説明させていただきます。

説明に入る前に配付資料の確認をさせていただきます。初めに資料17、本審議会諮問・報告事項。続きまして、A4の横の図になっております資料17-1「日常生活支援住居施設事業における生活支援業務に係る個人情報の流れ」。次に、同じくA4の横の図になってございます資料17-2「日常生活支援住居施設事業における委託事務費支払業務に係る個人情報の流れ」。最後に参考の17-1「厚生労働省令第44号」でございます。資料はよろしいでし

ようか。

【会 長】どうぞ。

【生活福祉課長】では、説明のほうに移らせていただきます。資料17の2ページをご覧ください。まず事業の概要でございます。事業名は「日常生活支援住居施設事業」です。

初めに目的です。生活保護法の改正により創設された「日常生活支援住居施設」へ入所する生活保護受給者または生活保護の相談申請者に対する支援を適正に行うためでございます。

対象者は、「日常生活支援住居施設」へ入所する生活保護受給者または生活保護の相談申請者になります。

続いて事業内容です。1、事業内容ですが、平成30年の生活保護法の一部改正により、単独での居住が困難な生活保護受給者または生活保護の相談申請者に対し、健康管理支援、金銭管理支援などの一定の支援体制が確保された「日常生活支援住居施設」において、必要な支援を提供する仕組みが創設されました。新宿区におきましても、生活保護法による保護の実施要領や本日おつけしている参考17-1の厚生労働省令等に基づきまして、本事業を適正に実施していくものでございます。

次に2番、事業実施に伴う全体の流れです。初めに(1)の生活保護システムの改修でございます。対象者の管理を適正に行うため、生活保護受給者情報を管理している生活保護システムについて、以下のア、イに記載されている施設マスタ項目に「日常生活支援住居施設」を追加、委託事務費の支払管理機能の追加を、システムの開発元である事業者へ改修業務を委託します。

続いて(2)対象者に対する日常生活上支援業務の委託です。生活保護法、厚生労働省令に基づきまして、都が認定した施設に入所する対象者に対する日常生活上の支援業務の専門的な知識、経験を有する施設運営事業者へ委託します。

ここで資料の17-1のA4の横の図をご覧ください。委託における個人情報の流れについてです。

図の左が施設への入所者、それから真ん中の青色の囲いが福祉事務所、右の緑色の囲いが委託先である日常生活支援住居施設となります。

施設への入所希望をする場合に、まず①のとおり、福祉事務所に申請をします。福祉事務所は②のとおり、生活保護システムに申請者の情報を入力し、その後④のとおり、入所予定先である施設に対して入所の依頼を行います。依頼に当たっては簡易書留で必要な書類を郵送します。その後⑤になりますが、申請者は施設に実際入所をして必要な支援を受けます。施設のほ

うでは個々の支援状況について、施設のパソコンのほうに記録をします。記録された内容は⑥にありますように、施設から福祉事務所に簡易書留で郵送され、⑦のとおり、福祉事務所は送られてきた内容を生活保護システムに入力し、今後の援助方針策定の参考とします。

再び資料の17の2ページにお戻りください。次に(3)の日常生活支援住居施設への委託事務費支払業務の委託です。本事業の委託事務費につきましては、国と区市町村が負担することとなっております。施設への支払事務は支払先となる施設が多数にわたり、また多くの入所者が生活状況の変化による委託事務費の変更処理などを伴う煩雑な業務となるため、都内の全区市町村が統一した業者に事務を委託することで、請求の受付・審査・支払業務の平準化を図ることが求められています。

ここで資料17-2の、A4の横の図をご覧ください。まず、横に細長く黒い点線で囲われている部分になりますが、新宿区を含む都内の全区市町村においては、現在、救護施設、厚生施設への入所者に係る支払事務を東京都国民健康保険団体連合会に委託しております。これについては平成21年度の本審議会です承済みとなっております。今回の事業につきましても、その下の赤い点線で囲われている部分にありますように、業務に精通しているこの国保連に委託することで効率的に事務を行うことといたします。

再び資料17の2ページのほうにお戻りください。3番の生活保護受給世帯数については記載のとおりとなっております。

次に、3ページをご覧ください。諮問事項「日常生活支援住居施設に係る生活保護システムの改修について」でございます。

表の上から3段目、記録される情報項目です。1の個人の範囲については、「日常生活支援住居施設」へ入所する生活保護受給者または生活保護の相談申請者になります。

2番の記録項目については、記載の記録項目のとおりでございます。

続いて新規開発・追加・変更の理由、それから次の、同じく変更等の内容については、記載のとおりとなっております。

次に、開発等委託する場合における個人情報保護対策については、運用上の対策、それからシステム上の対策に関しまして、3ページから4ページにかけて記載のとおり実施をいたします。

新規開発・追加・変更の時期については、記載のとおりとなっております。

続いて5ページをご覧ください。報告事項「日常生活支援住居施設事業に係る生活保護システムの改修業務等の委託について」でございます。

上から3段目の委託先ですが、本システムの開発元である株式会社アイネスになります。

次に、委託に伴い事業者処理させる情報項目です。1の対象者及び2の情報項目共に記載のとおりでございます。

処理させる情報項目の記録媒体は、情報システム課が管理する情報システム統合基盤サーバー内にあります電磁的媒体（生活保護システム）となります。

委託の理由は、委託先は生活保護システムの開発事業者であるため、改修業務及び保守業務を安全かつ効率的に行うことができるためになっています。

委託の内容としましては、1のシステム開発業務については、施設マスタ項目への「日常生活支援住居施設」の追加及び委託事務費の支払機能の追加。2番の保守業務については、システムの保守、障害復旧及び運用支援、問合せ対応となっております。

委託の開始時期及び期限ですが、1の改修業務は令和2年9月上旬から令和2年10月31日までとなっております。保守業務につきましては、改修とは別に年間の保守委託契約を結んでいることから、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとなります。

6ページに移りまして、情報保護対策につきましては、運用上の対策及びシステム上の対策に関しまして、区と受託事業者において記載のとおり実施をいたします。

次に7ページをご覧ください。報告事項「日常生活支援住居施設事業に係る生活支援業務の委託について」でございます。

上から3段目の委託先は、厚生労働省令に基づき東京都が認定をした「日常生活支援住居施設」の運営事業者となります。

次に、委託に伴い事業者処理させる情報項目です。1の対象者及び2の情報項目共に記載のとおりです。

処理させる情報項目の記録媒体は、紙及び電磁的媒体となります。

委託の理由は記載のとおりになっています。

委託の内容は、入所者の状況に応じた日常生活上の支援業務となります。

委託の開始時期及び期限は、令和2年10月1日から令和3年3月31日までとなりますが、次年度以降も同様の業務委託を行ってまいります。

情報保護対策につきましては、運用上の対策、システム上の対策に関し、次ページにかけての記載のとおり、区及び受託事業者において実施をいたします。

9ページをご覧ください。報告事項「日常生活支援住居施設事業に係る委託事務費の支払業務の委託について」でございます。

上から3段目、委託先は東京都国民健康保険団体連合会でございます。

委託に伴い事業者処理させる情報項目ですが、1の対象者、2の情報項目ともに記載のとおりです。

処理させる情報項目の記録媒体は、紙及び電磁的媒体となります。

委託の理由は記載のとおりでございます。

委託の内容は、「日常生活支援住居施設」への委託事務費の支払業務となります。

委託の開始時期及び期限ですが、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとなりますが、次年度以降も同様の業務委託を行ってまいります。

情報保護対策につきましては、運用上の対策、システム上の対策に関し、こちらも次ページにかけての記載のとおり、区と受託事業者において実施をいたします。

以上雑駁でございますが、説明のほうを終わります。

【会 長】事務局のほう、どうぞ。

【区政情報課長】アドバイザー意見一覧の上から2行目ですけれども、アドバイザーからは、業務委託、それからシステム改修共に運用上の対策、システム上の対策、十分にとられているということで、担当課のほうは、システム改修時の実データを使用した検証作業は区が行うなど、情報保護対策を徹底するというような回答をいただいております。以上です。

【会 長】それでは、本件についてご質問かご意見ありましたらどうぞ。三雲委員。

【三雲委員】今回委託先の施設については東京都が指定することなのですけども、これ相当センシティブな内容の情報を取り扱わせることになることになると思うのです。こういった事業者の要件について、例えばプライバシーマークの取得であるとか、そういった個人情報の取扱いに関連する要件というのは定まっているのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【生活福祉課長】まず、この日常生活支援住居施設に認定されるためには東京都が認定をするわけなのですが、その要件としましては、本日、参考の17-1でおつけしている厚生労働省令のほうに記載されているもろもろ職員の配置ですとか、施設の規模とか、そういった形が規定されておりますので、その厚生労働省令の中では、プライバシーマークの取得ですとか、そういったところまで規定されておられませんので、具体的にそれが必須かと言われるとそうではないのかなというところでございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】プライバシーマークというのはあくまで一例に過ぎなくて、要するにざっとこの

省令を見た感じだと、対象となる方に関する個人情報の取扱いに関して、特に要件が定まっているように見えなかったものなので、その点についてどういった配慮があるのかということをお聞きしたかったのですけれども。

【会 長】ご説明ください。

【生活福祉課長】東京都のほうで、対象となる施設が日常生活支援住居施設として認定できるかどうかというところは、東京都が実際に現場とか訪れまして、当然個人情報についても適正に管理しているかどうかということも含めた認定をするものでございますので、それをもってこちらのほうとしても、東京都のほうでしっかりその辺は確認の上で認定をしていくものと理解しております。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】東京都が認定している事業者の中から区のほうでお願いしていくことになると思いますし、また、契約関係は区と事業者の間で直接結ばれることになると思いますので、当然区のほうで認定をしているということに全面的に依拠するだけではなくて、やはり実際にしっかりとした個人情報の管理、保護がなされているかどうかということについて、できれば実地に定期的に確認をしていただきたいと思います。

【会 長】ご意見みたいでもあるのですが、何か補足説明されることありますか。

【生活福祉課長】こちら区のほうとしましても、入所する方に、こちらのほうから依頼して入っていただいて支援を受けていただきますので、相手先の施設がきちっとそういう個人情報の管理含めて適切な支援を行っているかということも把握した上で、入所の依頼等をしていきたいと考えております。

【会 長】では、ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、本件は電子計算機による個人情報の処理開発、変更については諮問事項、それから業務委託については報告事項ですので、諮問事項については承認、報告事項については了承ということでよろしゅうございますか。

では、本件はそういうことで終了といたします。ご苦労さまでした。

次は資料18「モバイルレジを活用した介護保険料の納付に係る納付サービス提供事業者との外部結合等について」であります。それでは、説明される方は資料を確認した上ご説明をお願いします。

【介護保険課長】介護保険課長です。よろしくお願いたします。

資料としまして資料の18、ホチキスどめのもの。それから、資料の18-1「介護保険料

普通徴収の納付の流れ」。それから、資料18-2「モバイルレジを活用した介護保険料の納付（クレジット納付）における収納の流れ」。資料18-3「モバイルレジを活用した保険料納付に係るデータ項目」というものになります。

そうしましたら、「モバイルレジを活用した介護保険料の納付に係る納付サービス提供事業者との外部結合等について」ご説明します。外部結合につきましては諮問、業務委託については報告という形になります。

2ページをご覧ください。モバイルレジを活用した保険料納付、担当課は介護保険課となります。これを実施することによって、新たな決済手段であるクレジット納付というのを導入し、区民の納付機会の拡充と利便性の向上を図ってまいりたいと思っております。

事業の内容ですけれども、こちらの2ページと、それから資料の18-1の図を見てください。現在、介護保険料（普通徴収）分の収納方法は、現行緑色の上のほうですね。納付義務者が介護保険課に来庁、口座振替、それから金融機関の窓口で払うという流れです。

【会 長】資料のどれをご説明しておられるのか、ちょっと確認をもう一度。

【介護保険課長】大変失礼しました。資料18-1「介護保険料（普通徴収）の納付の流れ」をご覧ください。

現行納付をするためには、納付書がご本人のところに行きます。そうしましたら来庁して、介護保険課や出張所で払う、もしくは口座振替をする、金融機関の窓口で払う、コンビニエンスストアで払うというような形をとっています。また、今、1つ利用しているものとしては、モバイルレジを活用したものとして、バーコードを自身の端末で読み取って、インターネットバンキングによって納付しているというような形をとっていますが、その下の段に色がついているところ、「クレジット納付（令和3年度より導入）」という形で、クレジットによる納付もやりたいというところになります。

これについては、事業内容の真ん中ら辺に書いてあります特別区民税、都民税、軽自動車税、それから国民健康保険料、こうしたものについては既に導入しておりまして、今回介護保険料についても同様の仕組みを入れていきたいというものになります。

これを入れますと、（1）番としては区民の利便性の向上。窓口に来なくても支払いができるというようところが、また、クレジットということを選ぶことができるということになることと、（2）番のところ、区としても口座振替に比べて、収納したということのデータがより早く情報を取得できるというふうになりますので、督促とかそういうところで行き違いとか、そういうことが減ってくるという形になります。

納付の見込み数は、こちらに書いてある150件ぐらいを予定しております。

次に3ページのほうをご覧ください。外部結合についてです。

結合される情報というのは、「個人の範囲」の保険料の納付義務者。それから情報項目としては、18-3の表に挙げました一覧のところにあります「レコード区分」から始まりますこちらの項目という形になっています。

結合の相手方は、納付サービス提供事業者、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ。プライバシーマーク及びISMSの認証を取得している事業者になります。

結合する理由ですけれども、18-2もご覧いただきたいと思います。アプリで納めたいという方はこちらのほうを操作していただきますと、右側の上のところにあります収納センター、こちらのほうにデータが行きます。このデータを、一番右に書いています「甲 新宿区」、こちらのほうと専用回線で結ぶというような形で情報を入れるという形になります。そのために外部結合が必要という形になります。

結合の形態ですが、ISDNの回線を使用した専用端末によるデータの受信という形になります。

開始の時期と期間ですが、令和3年4月1日から次年度以降も同様の外部結合を行っていくのですけれども、本年、令和2年10月1日から試行運転を開始したいので、そこからつないでいくという形になります。

※印2つ出ています下のほうですね。令和3年8月でISDN回線というのは終わってしまいますので、その後はLGWAN回線に対応しようと考えてございます。

情報保護対策としては、こちら運用上の対策という形で、区の職員が収納サービス提供事業者への立入りなども行います。システム上の対策としては今申しましたように、接続するネットワークは専用回線であるということや、3番のところにありますファイアウォール及びウイルス対策ソフトにより、外部からの侵入やウイルス感染を防止するというようなところも記載しているという状況です。

次に4ページをご覧ください。今度は収納データ業務の委託についてという形になります。

委託先は2つあります。まず1つが、先ほどの納付サービス提供事業者、エヌ・ティ・ティ・データになります。もう1つが2番、クレジットカード指定代理納付者、株式会社ジェシービーとユーシーの2社になります。

委託に伴い業者に処理させる情報というのは、先ほどご覧いただいたように18-3の資料にございます情報という形になります。

処理させる情報の記録媒体は、電磁的媒体という形になります。

受託の理由のところは、先ほどの18-2というのを見ていただきたいと思います。先ほどアプリから収納センターに行きますという説明をしました。専用回線で結んで、区に情報が来るといふ形になります。これのアプリの収納サービスの運用、収納データの作成の送受信の業務、納付サービスの提供が、収納センターのサーバーの管理というようなところを委託するという形になります。

もう1つはクレジットカードのところですけども、水色で「指定代理納付者」という形でJCBカード、UCカードという形で書いてあります。クレジットカードの有効期限とか、利用限度額とか、与信の照会をしていただくということと、保険料の代行収納をしてもらうという形で、点線で「新宿区」と結ばれています。こういう形のものを委託するという形になりますので、三者契約という形で結んでいきたいと考えているところでございます。

最後5ページのところで、また情報保護対策というところでございますけれども、区が行うというところについては、また運用上の対策という形で2番のところ、必要に応じて区職員が立入りいたします。システム上の対策というところでは、ネットワーク回線を使用して通信する相手方を限定するというところ。それから受託事業者に行わせる保護対策というところでは、3番、取り扱った個人情報に定められた期日に消去させて、区に報告させるというところ。それからシステム上の対策としては、2番のところですかね。送信する情報は暗号化により、特定の相手方以外には解読不能とするというような対策をとっていくという形でやっていきたいと思っております。

簡単でございますが、説明は以上でございます。

【会 長】事務局のほうから。

【区政情報課長】アドバイザー意見一覧の上から3行目でございます。アドバイザーからは「以下の内容について助言する」ということで、担当課長の説明にもありましたけれども、外部結合ではISDN回線を利用するシステムになっておりますが、令和6年1月にこのISDN回線サービスが終了となるということで、LGWAN回線や専用回線、インターネットEDIなど、ISDN回線以外の回線への切替えを円滑に行うことということです。

これは担当課だけではなく区全体の話ということで、情報システム課のほうから回答をもらっておりますが、区ではISDN回線サービスの終了を踏まえ、順次LGWAN回線への切替えを行っている。現在通信環境を活用した外部との電子データ交換を行っており、今後も引き続き円滑な回線切替えを実施していくということで、回答いただいております。以上です。

【会 長】 それでは、本件についてご質問かご意見ございましたらどうぞ。藤原委員。

【藤原委員】 今回このモバイルレジを活用したということですが、当然これ使う場合に手数料がかかってくるかと思うのですが、そういうかかる費用と、実際に納付見込み150件で、令和元年度収納件数76件等々の説明がありますけれども、実際にこの事業を行うことによつてかかる費用と、それから区の払う手数料と比べて、収納のアップがどれほどになるのかという見通しみたいなものを説明していただきたいのですけれど。

【会 長】 できればご説明ください。

【介護保険課長】 区のほうでこれを導入することによつて払う手数料というのは、年間1万5,000円という形になります。そのほかに、クレジット納付する人自身にはちょっと手数料がかかるというような形はございます。

【藤原委員】 月1万5,000円ですか。

【介護保険課長】 失礼しました。1年間ではなくて、月1万5,000円です。

【会 長】 これは年間総額ですか。1件ですか。何が1万5,000円。

【介護保険課長】 このシステムを利用するのに1カ月かかる費用です。

【会 長】 1カ月。

【介護保険課長】 はい。1万5,000円かかると。

【会 長】 年間18万ということですか。

【介護保険課長】 そうですね。そのぐらいという形になるかと思えます。

今インターネットバンキングだけをやっているというような中での令和元年度の件数というのは76件でしたので、大体その倍ぐらいを、他区の先行しているところの状況を見ると、今後増えるのではないかとはいっております。

【会 長】 藤原委員。

【藤原委員】 それで、今回対象になっている介護保険料は普通徴収の方が念頭に置かれているということだと思うのですが、普通徴収の方はどれぐらいいらっしゃるのかを教えてください。

【介護保険課長】 大体1万4,000件ぐらいです。

【会 長】 藤原委員。

【藤原委員】 そうすると、1万4,000人ぐらいの方が対象になるには見通しが少ないのではないかと思うのですが、その辺どうしてそういうふうになったのか教えていただきたい。

【介護保険課長】 介護保険が65歳以上の方というようなところもあり、ほかよりも少し遅れ

てそういうものの利用があるのかなと思っていますけれども、逆にどんどん月日がたつと、そういうふうにご利用してくる人は増えてくると考えていますし、これの収納以外にも、コンビニで払ったりとか、いろいろな形を導入していきますので、いろいろな払い方の中の1つにするような形が必要かなと思います。

【会 長】藤原委員。

【藤原委員】では、今後はもう少し増えるという想定をされていると理解したいと思うのですが、それで今回このモバイルアプリ、簡単に検索してみても、いろいろな会社からいろいろなサービスの提供があるようなのですが、今回エヌ・ティ・ティ・データを選んだというのはどういう理由、どういう経過を経て選ばれたのかというのを教えていただきたいと思います。

【会 長】ご説明ください。

【介護保険課長】最初にコンビニ収納というのを始めたときに、このエヌ・ティ・ティ・データでありました。

【会 長】藤原委員。

【藤原委員】そうすると、今までの関係があったということで、この業者のところで個人情報の流出とか、事故とか、そういうことはあったのでしょうか。なかったのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【介護保険課長】こちらのほうでは事故はないです。

【藤原委員】分かりました。ありがとうございます。

【介護保険課長】ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。伊藤陽平委員。

【伊藤（陽）委員】回線の変更については、専用端末の部分だけ多分準備すればいいというふうに思ったのですが、どのように準備を進めていますか。

【会 長】では、ご説明ください。

【介護保険課長】エヌ・ティ・ティ・データのISDN回線と専用端末というのは情報システム課のほうで管理をしております、準備を進めております。

【会 長】伊藤陽平委員。

【伊藤（陽）委員】ということはもう準備の中で、この中でもう自動的にできるというようなイメージですね。多分もうほかの事業でもそういう対応されていると思うので、新たに準備していくということではなくて、現在ある環境の中で準備していくということでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【介護保険課長】委員ご指摘のとおり、現在ある環境の中で準備していく形でございます。

【会 長】 よろしいですか。

ほかに質問かご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、本件は外部結合について諮問事項、業務委託について報告事項ですけれど、諮問事項について承認、報告事項について了承ということによろしゅうございますか。

では、本件はそういうことで終了といたします。ご苦労さまでした。

それでは、次は資料19「新宿区小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業に係る個人番号利用事務における庁内連携及び情報連携について」であります。それでは、説明される方は資料を確認の上ご説明ください。どうぞ。

【保健予防課長】 よろしくお願ひいたします。保健予防課長です。

まず、資料の説明からさせていただきます。資料19「新宿区小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業に係る個人番号利用事務における庁内連携及び情報連携について」、資料19-1「個人番号利用新規事業一覧」、資料19-2「庁内連携情報項目一覧」、資料19-3「情報連携情報項目一覧」になります。

まず、初めに資料の訂正がございます。資料19-3「情報連携情報項目一覧」、資料19の4枚目、最後の資料をご覧ください。こちらに「情報を受ける特定個人情報」に記載があります住民票関係情報、住民税情報、生活保護情報の3つに加えまして、「中国残留邦人等自立支援給付情報」の記載が漏れていました。当日の訂正で大変申し訳ありませんけれども、また委員の先生方には大変お手数をおかけしますが、こちらの、「中国残留邦人等自立支援給付情報」の追記をよろしくお願ひいたします。

【会 長】 もう一度確認しますが、資料19-3ですよね。生活保護情報の次に、19-2のところに書いてあることと同じことを書けばいいですか。

【保健予防課長】 はい。同じような項目になります。大変申し訳ありません。

【会 長】 19-2の一番下に書いてある「中国残留邦人等自立支援給付情報」、それと同じものをここに書いておくと。分かりました。

【保健予防課長】 よろしくお願ひいたします。

それでは資料のご説明をさせていただきます。資料19の2ページ目をご覧ください。

区では、平成20年度から新宿区小児慢性特定疾病児童等日常用具給付事業を実施いたしまして、対象者に対し日常生活の便宜を図ることを目的といたしまして、歩行支援用具や入浴補助用具などの日常生活用具の給付、こちらのほうは購入費の一部公費負担を行っています。

このたび都の要綱の改正がありまして、令和2年4月1日から対象者の保護者が負担する費

用の算定に当たりましては、所得税等の課税有無の確認から、住民税による確認により行うこととなりました。住民税の確認に当たりましては、個人番号を利用することで課税証明等の添付書類の提出を不要にできるなど、区民の利便性向上に繋がりますため、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律」及び「新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」に基づきまして、新たに区独自の個人番号の利用事務に追加いたします。これに伴い、事務処理に必要な庁内連携及び他自治体との情報連携を行います。

新たな個人番号利用事務は、資料19-1「個人番号利用新規事業一覧」のとおり、「新宿区小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業」になります。令和元年度の実績は0人です。

2番、利用目的としましては、対象者の保護者が負担する費用の算定に関する事務を適正に行うためになります。

庁内連携を行う情報項目は、資料19-2にあります「庁内連携情報項目一覧」のとおり、住民票関係情報、住民税情報、生活保護情報、中国残留邦人等自立支援給付情報になります。

情報連携を行う情報項目につきましては、資料19-3「情報連携情報項目一覧」にありますとおり、住民票関係情報、住民税情報、生活保護情報、先ほど追記をしていただきました中国残留邦人と自立支援給付情報になります。

また、当該事業につきましては、対象者が1,000人未満のため、評価対象外となっております。

利用開始時期としましては、庁内連携は令和2年9月4日から、情報連携は令和3年6月1日からになります。

本件につきましては、本審議会へ報告いたしました後、「新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則」に記載・追記されます。また、情報連携につきましては、国の個人情報保護委員会へ報告書を提出し、調査による承認を得た上で開始することといたします。

以上ご報告を終わります。

【会長】対象者というのは今で予測できているのですか。

【保健予防課長】はい。裏の令和元年度の末日時点での小児医療費助成有効数というのが134となっております。こちらのほうが対象数にはなりますけれども、障害者総合支援法のほうに適用になる方につきましては、そちらのほうが優先的に同じようなサービスが適用になる場合には、そちらの障害者総合支援法のほうを優先的に提供するようになっておりますので、そ

の場合にはそちらのほうが適用となります。

【会 長】本件につきまして、ご質問かご意見ありましたらどうぞ。

よろしいですか。本件は一応、報告事項として扱うということにしたいと思っておりますので、了承ということによろしゅうございますか。

では、本件は了承ということで終了いたします。

次は、資料20「総合自転車対策業務の一括委託等について（委託内容の追加）」であります。それでは、説明される方は資料を確認の上ご説明をお願いいたします。

【交通対策課長】交通対策課長でございます。よろしくお願いいたします。

それでは総合自転車対策業務の一括委託、委託内容の追加についてご説明いたします。

本案件の説明に使用する資料は、資料20、資料20-1及び参考20-1でございます。資料の過不足ございますでしょうか。

説明の前に一言ご報告させていただきます。本事業は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い発出された緊急事態宣言期間及び新宿区コロナ警戒期間中に、新宿区自転車等駐輪施設の利用を控えていた方に、期間相当分の利用料金を返金するという事業内容になりますが、事業自体は7月1日より既に開始させていただいているところでございます。

理由といたしましては、駐輪施設の施設利用者より返金について問合せが多くあり、なるべく早く返金の実施をしてもらいたいとの意見があったということ。また、コロナ禍において経済的に困窮している方が多いとの報道があったということもございまして、区民の生活を優先し、利用料金を早急に返金すべきといった判断をさせていただきました。本審議会へのご報告が事後となってしまいましたことを深くお詫び申し上げます。

それでは事業内容について、資料に基づいて説明いたします。資料20の2ページ真ん中、事業内容をご確認ください。

区では、令和2年4月から駐輪場管理業務や放置自転車の整理指導・調査業務等の総合自転車対策業務を一括で委託しているところでございます。こちらは令和元年度第9回本審議会にて了承いただいております。

このたび新型コロナウイルス感染症の拡大により発出した緊急事態宣言期間及び新宿区コロナ警戒期間においては、学校休業要請や外出自粛要請等を受け、期間中に駐輪施設の定期利用を控えていた方が多数おりました。そのため交通対策課では、駐輪施設の定期利用を控えていた方に対して、期間相当分の利用料金を返金することといたしました。

利用料金の返金に当たっては、利用者の利便性の観点から既に駐輪場管理業務を委託してい

る事業者は業務の委託を追加することで、効率的かつ速やかに対象者に返金を行うことといたしました。なお、対象者の指定口座への入金には区で行うこととしております。

追加する委託業務の内容としては、利用料金返還請求書の受付、対象者リストの作成及び提出となります。想定される返金対象者数は、最大で約5,000人を想定しております。申請受付期間は、令和2年8月1日から令和3年3月31日までとなります。

では、本事業における個人情報の流れについてご説明いたします。資料20-1をご確認いただけますでしょうか。

左上の緑色のボックスが利用料金返還希望者、左下のオレンジ色のボックスが新宿区、右側の青色のボックスが委託業者となります。

初めに左上の利用料金返還希望者が、利用料金返還請求書を委託業者が管理する有人7カ所の駐輪施設に提出いたします。こちらの利用料金返還請求書に記載される個人情報は、住所、氏名、電話番号、銀行名、支店名、口座番号、口座名義人、金融機関コードとなります。

続いて②、委託事業者は、内容に不備がなければ利用料金返還請求書を受け付けます。提示された利用料金返還請求書は、鍵付きのキャビネットに保管されます。委託事業者は受け取った請求書をもとに、③、対象者リストの作成を行います。委託事業者が使用するパソコンにつきましては、ID・パスワード認証、ファイアウォールの設置、アクセス制御、ウイルス対策、セキュリティパッチ適用、操作ログ管理といったシステム上の対策を講じさせます。

データ作成後、④、USBによる対象者リストの提出を区にさせていただきます。その際のセキュリティ対策は、USBについては手渡しによる受渡し、パスワードを設定するといった対策を講じさせます。また、USB提出のタイミングで、利用料金返還請求書も同時に提出させていただきます。

新宿区の作業としては、⑤、USBによる対象者リストを受領し、⑥、対象者リストの保存及び口座入金用のデータを作成し、⑦、指定口座へ入金といった流れになります。区で使用したUSBは鍵付きのキャビネットに保管し、取り扱うパソコンについてはID・パスワード認証、ファイアウォールの設置、アクセス制御、ウイルス対策、セキュリティパッチ適用、操作ログ管理といったセキュリティ対策を講じているところでございます。

個人情報の流れとしては以上になります。

次に、資料20の3ページをご確認いただけますでしょうか。こちらは、令和元年度第9回本審議会にて承認をいただきました総合自転車対策業務の内容に、今回の業務を新たに追加させていただいた内容となります。

太字のゴシックになっているところが追加対象となり、業務の追加に伴い、真ん中やや下側の「駐輪場管理業務に係る情報項目」の部分に、銀行名、支店名、口座番号、口座名義人、金融機関コードが、処理させる情報項目として追加となっております。

続いて4ページをご確認ください。処理させる情報項目の記録媒体に追加がございます。ここに利用料金返還請求書が追加となります。

続いて委託理由についてですが、こちらは、利用料金の返金に当たっては、利用者の利便性の観点から、既に駐車場管理業務を委託している事業者を利用料金返還請求書の受付等の業務を委託することで、効率的かつ速やかに対象者に返金するためとさせていただいております。

続いて委託の内容についてです。本年度4月から既に実施済みの①から⑤の業務に加えて、今回⑥の「利用料金の返金に係る以下の業務」、(1)利用料金返還請求書の受付、(2)対象者リスト(エクセル)の作成及び提出が追加業務となっております。

参考20-1をご覧ください。現在、放置自転車の整備指導・調査業務、放置自転車の撤去業務、撤去車両の保管場所管理業務、駐輪場管理業務、自転車対策コールセンター運営業務といった業務も一括で業者に委託しているところがございますが、今回の利用料金返還に係る業務は、下から2番目の駐輪場管理業務の中に追加される形になります。

それでは、資料20の4ページにお戻りいただきまして、委託の開始時期及び期限についてですが、こちらは先ほどご報告させていただきましたとおり、既に7月1日から開始させていただいているところがございます。

委託に当たり区が行う情報保護対策等につきましては、既にご報告させていただいた内容から変更部分はございません。

以上で私からの説明は終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

【会長】ご質問またはご意見ございましたらどうぞ。浦上委員どうぞ。

【浦上委員】質問なのですけれども、これ、皆さんに返金すると、資料20-1の対象者リストの提出、これを結構頻度を高くしていかないといけないことになるでしょうけれど、どんな頻度でこの提出というのをとられるかというのを教えていただけますか。

【会長】ご説明ください。

【交通対策課長】頻度についてでございます。こちらにつきましては、書類のほうを7カ所の駐輪場のほうで申請を受け付けまして、区のほうに毎日出していくのですけれども、ただ、お支払いにつきましては、ある程度まとめて支払うものですので、月ごとに束ねまして集約いたしまして、それでまとめて支払うという業務でございます。

【浦上委員】ありがとうございます。そうすると鍵付きキャビネットへの保管というのも長くて1日という、そういうふうになっているのですか。

【会 長】どうぞ説明ください。

【交通対策課長】長くて1日というところでございます。

【会 長】今の関連みたいなものですが、来年3月になったら全て業務が終わるものかなと思うけれども。ひょっとするとデータ処理が、はっきりしないのですけれど、どういうふうに考えていますか。

【交通対策課長】データにつきましても、書類のほうにつきましては処分いたしますが、区のほうでの支払い等は10年間の保存となつてございますので、区のほうでは10年間保存というふうになります。

【会 長】まず、返還請求書というのは誰が最終的に保管していてどうなったかということと、駐車場の管理業務を受けるところの委託先ですね。対象者リストをエクセルでつくっているわけで、それをどうしたのかということ。これは少なくともはっきりしないと。区が何年間保存するかというのは聞いたのですけれど、委託先のそういうデータの処理はどうなっているのですか。

【交通対策課長】データに関して申請書等は全て区のほうで最終的に預かりまして、区のほうで10年間保存いたします。それからUSB等につきましても、区のほうで保管いたしまして適切に管理いたします。

【会 長】問題は、その返還請求書がいつこっちに来るのかというのが問題だということ、そのUSBに保存する前のデータが事業者側でつくられているわけでしょう。対象者リストというのが向こうで作られているわけで、そのリストがどうなったか。これは銀行口座が書いてあるから、まあどうでもいいやというわけにいかないような個人情報ですよ。だから、それがどうなっているかということをご質問しているのです。

【交通対策課長】USB等のデータにつきましては、業者のほうは業務終了後全て削除いたします。業者のほうは、これは日々作成いたしますので、USBのほうにデータが重なっていくこととなります。業務が終わります来年の3月31日をもちまして、業務が終わりましたらば、業者のほうは、データは全て廃棄いたします。

【会 長】請求書は毎日来るのですか。月ごとこっちに来るのか。どういうふうになるのですかね。

【交通対策課長】請求書は、区内7カ所の駐輪場がございますので、そちらのほうにまず出し

ていただきます。事業者は区内に事務所がございますので、駐輪場のほうから、事務所に日々書類を持ってまいります。それで委託業者は事務所の中のパソコンを使いまして、それぞれのデータを入力してリストのほうを作成いたします。そちらにつきましては、USBの中に格納いたしまして、あるいは書類のほうはキャビネットで保管する。そうした書類をつくりまして、区のほうに提出するのは月に1回、月末に持ってきて、それを区のほうで集約して、支払業務の事務処理をします。そういった流れになります。

【会 長】1カ月ごとで請求書とUSBを持ってくるということなのですか。まずそこを1つつ。恐縮ですが、聞かないと分からない。

【交通対策課長】1カ月に1回になります。

【会 長】請求書を持ってくるのですね。

【交通対策課長】請求書を持ってくるのは毎日。

【会 長】毎日持ってくる。

【交通対策課長】駐輪場から事務所のほうに持っていくのは毎日でございます。

【会 長】そこを聞いているのではないのです。区のほうだよ、区のほう。

【交通対策課長】区のほうへは、これは月に1回になります。

【会 長】ほか、データは。

【交通対策課長】データも月に1回です。

【会 長】データも月1回ね。

【交通対策課長】はい。

【会 長】だから請求書は毎月回収するからそれでいいのだけど、データのほうはさっきも聞いたように、USBといったってもともと、もとのエクセルでつくったデータがあるでしょう。それはパソコンに入っているでしょう。

【交通対策課長】はい。そうでございます。

【会 長】USBだけ送ってきて、向こうへまだそのもとのデータが残っているのではないですかと。それはいつ消去をするのかということ聞いています。

【交通対策課長】データにつきましては、年度末、全て委託業務が終わったときに削除いたします。

【会 長】削除。

【交通対策課長】削除です。

【会 長】消去。まあ何でもいいのですけれど。

【交通対策課長】正式には消去です。失礼いたしました。

【会 長】その確認方法はどうするの。

【交通対策課長】そちらにつきましては、区のほうで電子データの消去を行ったことの報告書を提出させることになっております。これは仕様書のほうに書いてございます。

【会 長】それを最初から説明してくれないと。

【交通対策課長】大変失礼いたしました。

【会 長】いずれにしても、そういうことで消去させるということで分かりました。

ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。木もと委員。

【木もと委員】今の引き続きの話ですと、一度、事務所のほうに各駐輪場から持っていくというような話だったと思います。ここの鍵付きキャビネットでの保管は最大で1日という話でしたが、事務所のほうの保管はどのようになっているのかお伺いいたします。

【会 長】ご説明ください。

【交通対策課長】事務所のほうでは金庫で保管することになってございます。

【会 長】きもと委員。

【木もと委員】分かりました。金庫ということは、いわゆる鍵付きというか、ある程度普通の人が勝手に開けられるようなものではないという理解でよろしいでしょうか。もう一度確認します。

【会 長】ご説明ください。

【交通対策課長】そのとおりでございます。

【会 長】よろしいですか。ほかに。藤原委員どうぞ。

【藤原委員】先ほどエクセルのデータを消去、削除するのが期末だという話がありましたけれども、特記事項の14の資料等の返還の規定を見ると、作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は返還し、引き渡し云々、消去するというふうになっていますから、実際にもう委託先のほうでこのエクセルデータを区のほうにUSBに入れて渡した後は、業務上使うことはないかと思うので、12条からすると期末まで待つのではなくて、渡した段階でただちに削除、個人情報の保護の観点からも削除すべきではないかと思いますが、その辺いかがでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【交通対策課長】私どものほうでも今委員おっしゃるとおり、そうしたことが個人情報保護の観点から一番望ましいと思います。ただ、仮定なのですけども、こちらの方が一度お金を返し

た後に「やっぱりもう駐輪場を使うのをやめた」と、さらに改めて申請することも想定されます。そうした場合にそういったデータが残っていれば、速やかに返金等が改めてできるということで1年間は、消去というのはちょっと控えてございます。

【会 長】藤原委員。

【藤原委員】そうすると、後日のクレーム対応とか返金対応のために委託先に置くということでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【交通対策課長】クレームというよりも、今申しましたように、お金を返すのがこの7月なのですけれども、10月になって「やっぱり11月以降も使うのをやめた」ということも想定されますので、そういうことも踏まえて、考慮して、消去しないということで考えてございます。

【藤原委員】分かりました。

【会 長】よろしいですか。

ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。三雲委員。

【三雲委員】今の答弁になるのですが、そうすると一旦、非常事態宣言下における利用しなかった期間に基づく返金、それを理由として収集した情報、つまりこれはその期間に対応する返金を行うための情報収集ですよ。そういった目的で集めた情報を別の目的、つまり今後使いません、したがって返金をしますという業務に流用するというを正面から言っていることになるわけですが、それは区として問題ないということでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【交通対策課長】問題がないとは思ってはいませんが、もし返金してから例えばコロナ等になって、やっぱり仕事を失ったとか、学校をやめたという方もいらっしゃることを想定しております。そうしたことを踏まえますと、消去しないほうがいいのかと考えてございます。

【会 長】事務局のほうからどうぞ。

【区政情報課長】今回きっかけといたしましては、数多くの返金の業務が発生をしたきっかけはコロナウイルスというようなことだと思うのですが、大きな目的の根底にあるのが、速やかで間違いがない返金の処理というようなところが目的かなとは捉えているので、今担当課長から説明をした、引き続き10月までの返金以降の11月というようなところについても、目的の中かなとは捉えていたところでございます。

【会 長】三雲委員どうぞ。

【三雲委員】そうすると仮にですけれども、「利用をやめます」という申出があったときに、

その方に返金先の情報を多分その都度いただいているのではないかと思います。解約の申込書の中にそういう欄があるのではないかと思います。そうすると、以前コロナを理由として返金先の情報をもらった方、その方が12月以降の使用をやめますということで申し出て来られたときに、そのときに使う解約申込書というのは、普段のものと違って返金先について記載のないものを使うのか、それとも記載があるものですか。

【会長】ご説明ください。

【交通対策課長】基本的には同じものになります。

【会長】三雲委員。

【三雲委員】そうするとそこに当然お書きいただくわけで、何でとっておくかという理由が分からないのですけれど。

【会長】何か起こるか分からないから、3月まではそのデータを保管させておいてくださいと言えいいではないですか、もうはっきり。それでいいですよ。何があるか分からないですよね。

【交通対策課長】3月までこれを認めていただければ、大変ありがたいなど。

【会長】三雲委員どうぞ。

【三雲委員】2カ月間の返金を求めて来られた方が、もう1回来られたら、照合するとか、そういう形で持つておかれるのであれば、その業務に関して、返金のデータを使うというのは目的外にならないと思うのです。

【会長】では、そういうことで恐縮ですけれど、大体もうこの程度にさせていただいて、ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、本件は報告事項ということで了承ということにしますけれど、よろしくございますか。

では、本件も了承ということで終了させていただきます。ご苦労さまでした。

続いては、資料14「新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）に係る内部結合について」であります。それでは、説明者は資料を確認の上ご説明ください。どうぞ。

【新型コロナウイルス感染症業務担当副参事】新型コロナウイルス感染症業務担当副参事でございます。よろしくお願いいたします。

では、資料の確認をさせていただきます。資料14、1ページ目から4ページ目まで。それから資料14-1「新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム（HER-SYS

S)に係る個人情報の流れ」、それから資料14-2「HER-SYS入力可能項目一覧」で
ございます。よろしいでしょうか。

【会 長】どうぞ。

【新型コロナウイルス感染症業務担当副参事】では、資料に沿って説明のほうをさせていただきます。件名「新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）に係る内部結合について」。条例の根拠といたしましては、法令等に基づく外部電子計算機との結合で、報告でございます。

では、資料を1枚おめくりください。担当課につきましては、保健予防課でございます。

目的でございますが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく積極的疫学調査において、新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システムを利用することで、広域的に行政及び医療機関等の情報を共有し、その一部の簡略化及び感染症予防に係る計画立案の迅速化を図るというものでございます。

事業の内容でございますが、1番「経緯」のところでございますように、現在、新型コロナウイルス感染症のほうが拡大をしているということで、また、地域的にも全国に広がっているという状況がございますので、広域の調整の必要性が高まっているというところでございます。こういった中で、国はより効率的に患者等に関する情報を収集し、関係者間での情報共有を可能にするというシステムで、今回このシステムを導入したというところでございます。

感染症法等の積極的疫学調査でございますが、こちらにつきましては感染症法に基づいて、法的受託事務として定められているというところでございます。

では、資料14-1をご覧くださいませでしょうか。こちら個人情報の流れでございます。

こちらにつきましては、国のほうが示すこのHER-SYSというシステムの最大の利用の形態をお示ししたものでございます。現在はこの中の一部を運用しているというところでございます。

左端のほうに「感染者等」とございまして、こちらのほうが、受診をいたしまして医療機関等にかかった場合に、HER-SYSのほうに「新型コロナウイルスの疑いがある」ということでございまして、このシステムの入力を医療機関が行うということになってございます。保健所といたしましてはその情報を確認することもできますし、また入力した情報に基づいて発行されたIDを感染者等に渡しまして、健康観察等に利用するという仕組みになってございます。

ただ、現在こちらのほうの新宿区の運用といたしましては、件数が東京都、特に新宿区に集

中しているところがございます、一部運用を制限して行っております。

まず国のほうは、新型コロナウイルスの感染が疑われる人について、全てシステムのほうに入力するという示されておりますが、新宿区のほうといたしましては、PCR検査の結果によりまして、陽性者と判明した者についてのみ入力を行っているというところがございます。

また、医療機関が直接入力するように最終的に国のほうは示してございますが、こちらのほうも、医療機関のほうにまだHER-SYSを入力する体制が整っていないというところがございます、医療機関等から陽性者に基づいて作成されます発生届が、ファクスによりまして保健所のほうに送付をされます。このファクスに基づいて、保健所のほうでHER-SYSのほうに入力をしているというのが現状でございます。

また、先ほどの個人のIDを介して健康観察をスマートフォン等で行うというところにつきましても、こちらスマートフォンでご本人が入力しても、こちらの区側に、その本人の、いわゆる危なくなったという情報はシステム上、気がつかない状況になってございます。こちらにつきましても、システムをこの段階で使うのではなくて、現時点では保健所の職員がご本人に電話をかけて健康観察をしているというところがございます。この健康観察の運用の不具合というか、使い勝手の悪さにつきましては、現在国のほうに改善を求めているというところがございます。

では、資料14-2のほうをご覧くださいと思います。こちらはHER-SYSの入力可能項目一覧でございます。

こちらにつきましても、国が示しております最大の入力の項目数となっておりまして、現在新宿区で入力してございますのは、中段にございます「検査・診断に関する情報」の中の発生届情報に係る情報のみを入力しているところがございます。

では、資料14の3ページ目にお戻りいただけますでしょうか。登録業務の名称でございますが、「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）に係る外部結合について」でございます。

結合される情報項目でございますが、国が示しているところにつきましては、新型コロナウイルス感染症患者、同感染症の疑似症患者及び新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者となっておりまして、現在新宿区では、最初の新型コロナウイルス感染症患者のみになってございます。

結合の相手方でございますが、こちらは国でございます。

結合する理由でございますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、効率的に患者等に関する情報を収集し、地域の関係者あるいは必要に応じて地域外の関係者間での情報共有が必要であるというところ。広域的に、正確な情報を共有するために、各々の情報について当該システムを介して外部結合する必要があるためというところでございます。

ここで、地域の関係者あるいは地域外の関係者でございますが、こちらは国、東京都、都道府県、それから保健所、それから地域外の関係者、こちらは区民が例えばほかの市区町村の宿泊の療養施設で療養を行っているような場合につきまして、その宿泊の患者等がこのHER-SYSを使って入力することを国は想定しているのですが、こちらはまだ現在では運用されていないというところでございます。

結合の形態でございますが、利用端末からインターネットを経由してクラウド上に構築された当該システムにアクセスをすることで利用するというところでございます。

結合の開始時期と期間でございますが、令和2年8月3日からでございますが、令和2年6月26日から試行的に利用は開始してございます。

情報保護対策でございますが、まずHER-SYSの情報セキュリティ対策で、国の情報保護対策でございます。1番の運用上の対策といたしまして、「個人情報保護法」を遵守して、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」等について準拠を行って対策を講じていくというところでございます。そのほか、以下掲げるとおりでございますが、2のシステム上の対策でございますが、こちらにつきましてもユーザー認証等を初め、個人情報の保護を図っているというところでございます。

1ページおめくりいただきまして、区におけるセキュリティ対策でございますが、こちらも個人情報保護条例、それから新宿区情報セキュリティポリシーの遵守、それから区によるユーザー情報の管理を行うとともに、以下の運用によって二段階認証を行うというところで、それぞれア、イということで、携帯電話、固定電話の場合について記載してございます。

2といたしましてシステム上の対策でございますが、こちらユーザー認証等をはじめといたしまして、以下掲げるとおりでございます。

こちらのほうのHER-SYSにおける個人情報の保管期間でございますけれども、現在国に確認したところ、感染症法に基づく感染症対策に必要な期間というところございまして、現時点では明確な廃棄の期間等はまだ不明というところでございます。

説明のほうは雑駁でございますが、以上でございます。

【会 長】事務局のほうからどうぞ。

【区政情報課長】アドバイザー意見一覧をご覧ください。最後の4行目の意見です。

「以下の内容について助言する」ということで、本サイトへのログインの際には、あらかじめ付与されているID・パスワードのほかに、ログインのたびに発行されるワンタイム・パスワードが必要であり、二段階認証を行うようになっているが、ワンタイム・パスワードについては、電話通信回線にて携帯電話やスマートフォン端末に送付されるため、そういった電話通信回線を有していないパソコンで業務を行う場合、どのようにそのパスワードを、認証手段を用いるのかということを確認しておくことということで、担当課のほうは先ほど担当課長のほうから説明ありましたがけれども、二段階認証について、以下の運用で行うことを確認しています。サイトにアクセスをし、ユーザーIDとパスワードを入力すると。あらかじめ登録した固定電話番号宛てに電話、音声ガイダンスがかかってくると。固定電話のシャープボタンを押すことで自動的に認証され、ログインが完了するというようなことを確認してございまして、対策のほうにも記載をしているところでございます。以上です。

【会 長】これ、外部結合はいいのですけれど、外部結合する前に、エクセルで何かここに対象者データというのを保健所でつくるのではないかなと聞こえたのですけれど、このデータ自体は、いわゆる電子計算機による個人情報の処理開発に当たるのではないかと。この辺はどうですかということなのですけれど。何に使うのですか。

【新型コロナウイルス感染症業務担当副参事】このシステム、入力前にエクセルデータをつくるというわけではございませんで、このシステムで発生届に基づいた情報を入力しておきます。ただ、この時点では入力した情報を出すことができませんので、これとは別にLGWAN回線を使って、例えばその患者の入院調整であったり、あるいは統計であったり、そういったところのために別途エクセルデータをダウンロードすると。それで保管をしていくという形になってございます。

【会 長】ただ要するに、提供するために保健所で元データをつくるのでしょうか。つくらないの。どうぞ。

【新型コロナウイルス感染症業務担当副参事】システムに直接示されたフォーマットに従って、新宿区の保健所のほうは入力をしていくという形になってございます。

【会 長】それで、新宿区はそのデータは保管しないわけですか。

【新型コロナウイルス感染症業務担当副参事】入力した時点では保管ができない状態になっています。

【会 長】何か必要があれば、国のほうのデータを読み込めばいいと。こういうことになり

ますか。

【新型コロナウイルス感染症業務担当副参事】 はい。そのとおりでございます。

【会 長】 それでは、ほかにご質問かご意見ありましたらどうぞ。三雲委員。

【三雲委員】 これはもう既に運用が始まっていると思うのですが、ある報道によればほとんどの自治体がもう入っていて、入っていないところといえばもう世田谷と港ぐらいなのですが、区のほうではどういうふうになっているのでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。どうぞ。

【新型コロナウイルス感染症業務担当副参事】 こちらのほうのシステムにつきまして、東京都のほうでこれまで入力したデータを、この感染症のシステムの前にもNESIDというシステムがございまして、こちらのほうで入力をしていたのですが、こちらを東京都のほうで一括してこのHER-SYSに移行するというのがございましたので、東京都のほうから入力についても少し見合わせてくれという話がございましたので、こちらのほうで他区との、23区はその分遅れているというところがございます。そのほかにつきまして、一部この使い勝手等が、非常に不具合があるというところで使いにくいというところがございますので、このシステムについて全部が全部、国に言われたとおりに扱うということではなくて、それぞれ運用を考えながらやっているという形でございます。

【会 長】 三雲委員。

【三雲委員】 先ほどもともと使われていたNESIDというシステムがあるという話がありましたが、昨年入力していた情報がこのHER-SYSになったときにどのように増えたのか、どの部分が増えたのかというのはわかりますか。

【会 長】 ご説明ください。

【新型コロナウイルス感染症業務担当副参事】 基本的にはまだ新宿区につきましては、このHER-SYSで大きく変わったところは健康観察の部分でございますので、この部分がまだ動いていないというところがございますので、その部分については、NESIDのところから発生届に係る部分の情報だけがこちらのほうのHER-SYSに移行されたというところがございます。

【会 長】 三雲委員。

【三雲委員】 今、区のほうでは、実際感染が確認された方について発生届情報のみを入力されているというところで、かなり限定的な入力をされていると思うのですが、実際にはこの資料14-2に書かれているように相当幅広い情報が要求されていて、例えばここで言われて

いるような疑似症患者というのは、これは恐らくPCR検査を受けた方皆さんが疑似症患者となると思いますので、そうするとPCR検査を受けた方についての基本情報から始まって、検査・診断に関する情報、こういったものも本来であれば載せていくことになると思うのですよね。さらにはそういった方々の濃厚接触者に関する情報というものも載っていくことになると思うのですが、これは区のほうで、本来的には相当幅広い個人情報をその方には知らせない状態で、国のこのHER-SYSというシステムに載っけていくということを意図している事業だと思うのですが、この点について特に問題ないと考えていらっしゃいますか。

【会 長】ご説明ください。

【新型コロナウイルス感染症業務担当副参事】こちらのほうのシステムは広域的な調整であったり、それから国の側のほうの政策立案というところがございます、メインはやはり陽性者につきましての情報の把握というところが中心になってまいりますので、現時点では新宿区の保健所の対応処理能力の限界も考えまして、この陽性者の発生届のものと限られているのですけれども、そこら辺につきましては状況に応じて判断をしていきたいと考えてございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】先ほど、このデータベースに載っている情報をどういうふうに管理するのかという話があって、最初に個人情報保護法を遵守していると書かれていたのですが、このHER-SYSは厚労省が扱っているので、行政機関個人情報保護法であって個人情報保護法ではない。どちらに依拠するのですか。

【会 長】分かればご説明ください。

【新型コロナウイルス感染症業務担当副参事】個人情報保護法となってしまうのですけれども、いわゆる一般の方の個人情報ではなくて、行政機関の個人情報ということでございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】その上でお聞きしますけれども、この行政機関が持っている情報を今度誰が参照したりとか、利用することができるようになるのかということについて、まず新宿区をはじめ、自治体がデータをダウンロードする権限があるということについては既にご説明いただいたのですけれども、それ以外の方、どんな方が使えるかについては、確認しているけれどもまだはっきりしないということがあって。そうすると感染研のような、当然我々がこういった情報を使っていたら、しっかり対策をとっていただきたい方たちも使うのだろうということは分かるのですけれども、そうではない方たちが使う可能性ということについて、限定があるのかな

いのか分からないように思われるのですが、この点はどのように考えていらっしゃるでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【新型コロナウイルス感染症業務担当副参事】 今現在把握しているものにつきましては、国と東京都、それから東京都の健康安全研究センター、それから保健所、それから最終的に結合した場合には医療機関というところがございます。医療機関につきましても全部の情報が見られるわけではございませんので、その医療機関で入力した方のみ、その後経過観察等の入力、情報が入った場合についてはそういったものも参照できるのですけれども、あくまでも医療機関で入れた方のみが見えるというのが現在の仕様になってございます。

【会 長】 三雲委員。

【三雲委員】 ただ、多分今後このデータというものがいろいろな形で活用されていく中で、今おっしゃったような、当然必要性が認められる方以外の、いろいろな理由で使いたいというような話が出てくると思うのですが、これについて提供する自治体の側から制限をかけることはできないのでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【新型コロナウイルス感染症業務担当副参事】 今現在は保健所の側からその情報の利用先の制限というのはできないのですけれども、ただ、当然区民の個人情報でございますので、国等に対しましては、そこら辺の利用に関しましてきちんとした管理、特にさらなる外部提供というか、利用できる範囲を広げるということにつきましては、慎重になるように要望してまいりたいと思います。

【会 長】 三雲委員。

【三雲委員】 そうすると、今のところ利用先に関してはどこまで流れるか歯止めが分からないような状況で、これが稼働されているということがよく分かります。

その上でもう一度お聞きしたいのですが、この疑似症患者とか濃厚接触者といったさらに幅広い方々に関して、様々その方の情報を提供することに関しては、現状では非常にリスクがあるのではないかと考えるのですが、この点について今後の方針としてどのように考えているのでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【新型コロナウイルス感染症業務担当副参事】 今確かに委員がおっしゃられたように、本当に入力する必要性も踏まえまして、今後その状況、それから国の通知等、そこら辺は見極めなが

ら判断していきたいと考えております。

【会 長】悪いけれど、質問をもう1つぐらいに絞ってもらえませんか。

【三雲委員】あと2つだけ。

【会 長】2つね。では、2つということで。

【三雲委員】それと、当然誰かが自分の個人情報を持っている場合には、法律上はその自己情報の開示請求、大抵の請求ができることになってはいますが、今回これは厚生労働省、HER-SYSを担当している部局に対して、こうした申出ができるような制度というのが今のところまでできていないと伺ったのですが、その点はいかがですか。

【会 長】ご説明ください。

【新型コロナウイルス感染症業務担当】区としましては、法律の中でそういった制度が定められておりますので、できるものだろうとは思っているのですが、まだ現在、国のほうではそういったものについては、確実な形では示されていないというところでございます。

【会 長】三雲委員どうぞ。

【三雲委員】最後にします。8月26日にNHKのほうで報道されているところなのですが、結局このHER-SYSというものが、現状、厚生労働省において分析のデータとして使えていないと。要するにシステムとしてきちんと機能していない結果として、分析に使えていないと。他方で、NESIDのほうから引き揚げさせてしまったので、本来適切に情報を集めて運用できたNESIDも使えなくなっていて、結局全国的にコロナの状態について適切な情報分析ができる状況にないということが報道されていて、感染研の方もそういったことをおっしゃっている状況で、非常に、この新しいデータベースに関してはかなり意義がある一方で、他方でもものすごくたくさんの情報、しかも関連性が分からない情報まで入手しようとしているということで、ちょっと注意が必要なシステムなのではないかと考えています。この点について今後しっかりとチェックをしながら、対応を見極めていただきたいと思います。

特に港区なんかは、今申し上げたような様々な疑問点があることを理由にして、明確に「扱わない」と。「NESIDを使い続ける」ということを宣言されているところもありますので、このあたり、今後の対応についてご検討いただきたいのですがいかがでしょうか。

【会 長】ご意見あればどうぞ。

【新型コロナウイルス感染症業務担当副参事】今いただきましたご意見踏まえまして、当然、区としても個人情報を扱っているわけですので、そこら辺につきましては十分注意しながら進めてまいりたいと考えてございます。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございますか。では、伊藤陽平委員。

【伊藤（陽）委員】4ページにある、区におけるセキュリティ対策のところなのですが、これ結局のところ、固定電話の話がアドバイザーのほうにも書いてありまして、ワンタイム・パスワードだったら分かるのですが、そういった端末は多分区のほうで、こういう事例もあんまり今までなかったように思います。固定電話にかけるといろいろな人が電話に出ると思うのですが、どの番号にこれをかけて、誰がシャープを押すのかというのを決めるのが、今の区の状態だと難しいような気もしたのですが、このあたりというのはどう対応されているのですか。

【会 長】ご説明ください。

【新型コロナウイルス感染症業務担当副参事】こちらのほうにつきましては、現在どのような運用がいいのかどうかということで考えながらやっているところございまして、最低限という形で携帯電話と固定電話、書かれてはいるのですが、実際のところは、現在は携帯電話のほうで運用しているというところでございます。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤（陽）委員】ありがとうございます。では、今後も固定電話というのは、あんまり、いろいろな人がとる可能性があるから使わないということで、携帯に関しては使う人だけに持たせて、その人だけが操作できるような端末でやっているという。課の携帯とかではなくて、操作をする方だけの携帯みたいなものがあるという認識でよろしいですか。

【会 長】ご説明ください。

【新型コロナウイルス感染症業務担当副参事】課で携帯を持ちまして、操作するときにはその人間が持つというような形で、誰でも彼でも触れるという状態ではなくて、使うときに限定して、その者が持つという形で使用していきたいと考えてございます。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤（陽）委員】そうすると、その端末に例えばパスワードとかIDが入っていると誰でもログインできてしまうと思うのですが、単にボタンというか、届いたワンタイム・パスワードを入力するというだけだったら、そこだけだったら別にほかの人が見ても、問題なくはないと思うのですが、ある程度大丈夫かなと思ったのですが、そのあたりというのはしっかり分離して、これはアクセスできる人というのを決めた上で、その人以外はもうログインできない。携帯を使い回しだとしても、ログインできる人というのは特定されているというイメージでよろしいですか。

【会 長】 ご説明お願いいたします。

【新型コロナウイルス感染症業務担当副参事】 こちらのほうにつきましては、保健予防課の職員がやはり広く使いませんと入力作業が滞ってしまうというところもございますので、一部の人間に限定してということではないのですけれども、ただ、自由に触れるという形では運用をしないようにして、携帯電話につきましてもその日に操作する必要がある者だけに渡すという形で、運用のほうはしっかりしていきたいと考えてございます。

【会 長】 伊藤委員。

【伊藤（陽）委員】 そろそろ最後にはしたいのですが、今の話を聞いていると、ある程度の権限を持った人が結構複数人いて、みんながログインできるみたいな印象だったのですが、そうなってくると、例えば携帯に関するログというのは多分とっていないような印象もあったりとかしたのですが、しっかり、そのあたりの記録も、誰がいつ触ったかというのは追えるような形にはなっているというのは、それは変わらないということですか。

【新型コロナウイルス感染症業務担当副参事】 携帯電話につきましては、携帯電話の使用簿がございますので、こちらのほうでしっかり管理していきたいと思っております。

【伊藤（陽）委員】 分かりました。

【会 長】 よろしいですか。それでは藤原委員どうぞ。

【藤原委員】 先ほどの説明の中で、新宿区は現在かくかくしかじかの項目を入力しているというような説明がありましたけれども、資料14-2のHER-SYSの入力可能項目一覧というのを見ると、相当様々な項目がありますけれども、仕組み上どの項目をどう入力するかは、今のところ区の権限で決めてよいということになっているのでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【新型コロナウイルス感染症業務担当副参事】 下線を引かれているものが必須の情報入力の項目となっておりまして、この中でも新宿区の運用としましては、発生届に基づくものだけを入力しているというところでございます。これは国が示すものとしていいかどうかは別として、別としてというのはあれですけれども、区としては、現在はこの情報のみを入力して対応しているというところでございます。

【会 長】 藤原委員。

【藤原委員】 そうすると、今後国からほかの項目も全て入力するよという指示があった場合はどうなるのでしょうか。

【会 長】 どうぞ、ご説明ください。

【新型コロナウイルス感染症業務担当副参事】そういったものにつきましては、先ほど三雲委員のほうからご指摘があったように、システムの現在のあり方というか、そういったものを見極めながら、本当にそういった指示が適切かどうかということも考えながら判断していきたいと考えてございます。

【会 長】藤原委員。

【藤原委員】そうするとやはり適切な判断というのが非常に求められていると思いますので、本当に生の個人情報がかた漏れになってというようなことはないとは思いたいですが、そういう危険性があるということを踏まえて、十分に慎重に行っていただきたいと思います。

以上です。

【会 長】ありがとうございます。よろしくお願いします。

ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。

それではちょっと時間が押していますので、本件は報告事項、法令等に基づく外部電子計算機との結合なので、報告事項になっておりますので、了承ということでよろしければ終了とします。

では、了承ということで本件は終了といたします。

【新型コロナウイルス感染症業務担当副参事】ありがとうございました。

【会 長】事務局からもう1件、資料15は今日やってほしいということですので、もう1件だけ。

資料15「新宿区新型コロナウイルスPCR検査スポット運営業務の委託等について」であります。それでは、説明者は資料を確認の上ご説明ください。

【新型コロナウイルス感染症検査担当副参事】新型コロナウイルス感染症検査担当副参事でございます。よろしくお願いいたします。

では、お手元にございます資料15でございます。件名といたしましては、「新宿区新型コロナウイルスPCR検査スポット運営業務の委託等について」でございます。

こちらをまずおめくりいただきまして、裏面でございます。事業の概要がございまして、その次のほう、3枚目が「別紙（業務委託）」、こちらはPCR検査スポットの運営の業務委託でございます。裏面がございまして、特記事項が2ページ、2枚にわたってついてございます。

9ページをご覧ください。こちらのほうは別紙（業務委託等）でございまして、検査スポットの運営業務委託に係る検体検査の業務での再委託の業務委託の資料でございます。こちらが裏表でございまして、こっこの裏側も特記のほうは2枚ついてございます。

そして15ページのところでございますが、こちらのほうは新型コロナPCRセンターのほうの運営業務に係る検査業務及び検体業務の委託という形になってございます。こちらも裏表の資料でございまして、特記が1枚ついてございます。

そして別紙でございますけども、A4の横のカラー刷りでございます。15-1というもの。これが検査スポットの業務委託に係る個人情報の流れの資料。

もう1枚のカラー刷りの横が、コロナPCRの検査センター、これの運営に係る業務委託に伴う個人情報の流れの資料という形になっているものでございます。よろしいでしょうか。

【会長】どうぞ。

【新型コロナウイルス感染症検査担当副参事】それからお手元のほうに、今回この説明のほうの欄にあります診療情報提供書、これはファクス様式になってございます。こちらが2枚ついてございます。それから15-3といたしまして、新型コロナウイルス感性症の発生届がついてございます。

15-2で、診療情報提供書に付随する書類といたしまして、検査スポット予診票、こちらのほうも資料としてつけさせていただいているところでございます。

では、資料15にお戻りいただけますでしょうか。おめくりいただきまして、まず事業の概要でございます。

本事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の急激な感性拡大を受けまして、速やかな事業実施を開始しなければいけないという事情がございましたために、やむを得ず事後報告とさせていただくものでございます。所管のほうに関しましては、保健予防課という形となっております。

では、目的でございますけども、新宿区の新型コロナウイルスPCR検査スポット及びセンターの運営に係る業務の実施をいたしまして、新宿区における新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止するための医療体制を強化する、こちらが目的というものでございます。

次に対象者でございますけど、こちらは記載のとおりというところでございます。

続いて事業内容でございます。新宿区内では、本年の3月から4月にかけて、新型コロナウイルス感染症の方々が急増いたしました。このために、区民の生命保護のためにPCR検査が適切に行われる検査スポットの整備が喫緊の課題になりました。

その整備につきましては、その検査のノウハウを持っている者、また、スペースの確保のできる者ということの中で、国立国際医療研究センター、こちらのほうは以下「NCGM」と省略した言い方にさせていただきます。と医師会の協力を得る必要があることから、区から業務

委託という形によりまして、新型コロナウイルスのPCR検査スポットを緊急に整備するという形が必要になったというところでございます。

なお、この検査スポットに関しましては、今年の7月31日で一旦終了させていただいているというところでございます。8月以降に関しましては、NCGMとそれから医師会の協力を得まして、名称を「新型コロナウイルス検査センター」という形にいたしまして、区の直営で今現在、新宿区の保健所の敷地内で検査を行っているという状況でございます。

中段の検査スポットの概要に関しましては、記載のとおりとなっているところでございます。

また、業務の流れに関しましては、受付、トリアージ、検体採取、検体結果の通知、保健所に報告。これをNCGMが行い、それらの検体の検査につきましては、再委託先であるエスアールエル、こちらのほうが行っているというようなどころでございます。また、土日の発生届の対応等に関しましては、医師会様の協力というところで行っているという形になります。

個人情報の流れに関しましては、先ほどのA4の横の15-1、2の中で後ほどご説明をさせていただきたいと思っております。

次に、業務委託でございます。情報の保有課に関しましては、保健予防課というところがございます。

委託先は記載のとおりというところがございます。

処理される情報項目につきましては、こちら参考の15-1の中がございます、添付させていただきました診療情報提供書、それから15-2の予診票。それから15-3、発生届になるものがございます。

検査の対象者が原則、新宿区の医師会所属の診療所等から紹介された新型コロナ感染症の疑いのある区民が対象者であり、蔓延を防止するために必要な情報を収集するものというところがございます。

委託の理由、委託の内容、それから委託の開始時期・期限、委託に当たり区が行う情報保護対策、それから受託事業者に行わせる情報保護対策に関しましては、裏面になりますけれど、こちらの記載のとおりというところがございます。

次のページの特記事項の2枚に関しましては、記載のとおりというところがございます。

次に9ページでございますけれども、新型コロナウイルスPCR検査スポット運營業務に係る検体検査の業務の再委託でございます。

こちらは、保有課に関しましては同じく保健予防課となるところでございまして、再委託先に関しましては、先ほどご説明したように株式会社エスアールエルというところの委託になっ

てございます。

再委託に伴い事業者処理させる情報項目に関しましては、検査スポットで採取をした検体に係る情報項目、1つが検体者の受付番号、2つがカナの氏名、3番が検査結果という形になっているところがございます。

再委託の理由、それから内容、開始時期と期限、それから情報保護対策、再委託事業者に行わせる情報保護対策に関しましては、記載のとおりというところがございます。

特記事項に関しましては、ペーパーで2枚見ていただくと、こちら記載のとおりというところがございます。

ではここで、15-1のカラー刷りのほうの資料をお手元にお持ちいただけますでしょうか。当事業における個人情報の流れについての説明でございます。

まず左から、発熱等の症状のある患者さんにおきまして、区内の医師会所属の医療機関を受診した方で、医師がPCR検査を必要と判断した場合、医師が、15-1にあります診療情報提供書、それから15-2にあります予診票、これを作成いたしまして、当該患者にお渡しをいたします。その患者の方がそれを持って検査スポットに赴きまして、診療情報提供書と予診票を受付で提出をします。その後トリアージを経まして、検査を実際受ける形になります。

NCGMのほうでは、取り扱う個人情報保護対策といたしましては、記載のとおり、紙データに関しましては施錠管理、それからID・パスワード等認証などの管理で厳格に行われているところがございます。

検体に関しましては、NCGMから再委託先のエスアールエル、こちらに引き継ぐという形でございます。取り扱う個人情報に関しましては、カナ氏名、検査結果は、先ほどご説明したとおりというところがございます。この検査結果に関しましては、速報値でファクス、まずNCGMのほうに提出するほうに併せまして、検査結果の文書に関しまして、併せてNCGMのほうに提出をするというところがございます。

エスアールエルにおいての取り扱う個人情報保護対策といたしましては、NCGMと同様に取り扱っているところがございます。

次に陽性の方でございますけれども、黄色の枠から今度右側のほうに飛びますけれども、陽性の場合に関しましては、NCGMのほうから保健所のほうへ発生届、先ほどの15-3の資料でございますけれども、発生届をファクスで提出をいただく形になります。また、日々対象者の情報に関しましては、NCGMのほうから保健所のほうにパスワード付のメールで報告をいただいているところがございます。

検査の結果通知に関しましては、まず陽性患者、こちらに関しましては電話、それから郵送により結果を通知いたします。陰性の方に関しましては、電話はなく、郵送のみでお知らせという形になります。

患者さんに関しましては、陽性者の方には診療所の医師から電話で結果をお知らせする。また、NCGMからも郵送での結果をするという形になっているところがございます。

こちら以上が、7月末までのNCGMでお願いしていた検査スポットの内容になってございます。

では、資料のほうにお戻りいただけますでしょうか。15ページでございます。

こちらに関しましては、8月から新宿区の保健所における検査センターで行っているセンター運営業務の内容でございます。

7月末までNCGM内におきまして、PCR検査スポットを屋外のテントで行っていたというところがございます。ただ、夏の暑さですとか台風など、こういう影響が懸念されるために、これ以上基本的にスポットという形での継続が難しいという形でNCGMのほうから申出がありました。このために、契約期間の終了日である7月31日にこの業務は一旦終了とさせていただいた上で、8月3日から新たにPCRの検査業務に関しましては、NCGM等への委託から新宿区の直営で運営を行う形で切り替えたというところがございます。

ただし、感染状況による検査センターの検査可能枠を超えた場合に関しましては、こちらは引き続きNCGMのほうに、今までの検体採取の委託業務について改めて委託することとしたというところがございます。また、検体の検査に関しましては、検査スポット同様に引き続きエスアールエル様のほうにお願いをするというところがございます。

なお、検査センターの運営に関しましては、区の職員が直営で行うほかに派遣職員で対応をしているという状況でございます。

では、内容でございますが、保有課に関しましては保健予防課でございます。

それから委託先に関しましては、記載のとおりNCGM及びエスアールエルでございます。

委託に伴い処理させる情報項目に関しましては、従前の委託と同様というところがございます。

また、委託の理由、内容、開始時期・期限、情報保護対策に関しましては、記載のとおりというところがございます。

特記に関しましては、こちらに記載のとおりという形になります。

では、15-2のカラー刷りのほうをご覧くださいませでしょうか。こちらが今現在、区が

直営で行っている検査センターに係る一部業務委託のところの、いわゆる個人情報の流れというところがございます。

まず診療所で受診するところの流れは同じでございます。現在は基本的には電話予約をまず区のセンターのほうに入れていただいた上で、診療所のほうから診療情報提供書、予診票をお持ちいただき、この真ん中のブルーの枠がございますけれども、検査センターのほうに来ていただいて、うちの検査を受けていただくという流れになるところでございます。

そして、基本的に委託先の検体に関しましては、エスアールエル様のほうに検体をお渡しし、また戻していただいて、それから陽性の方に関しますけれど、手続に関しましては先ほどスポットのほうと同じ流れという形になっているところがございます。

引き続き新宿区の検査枠を超えた場合はNCGMにお願いするという点に関しては欄外の※印のところの説明させていただいております。新宿区の検査センターのほうに関しましては、スペース的な要因の関係がありますので、1日の検査の件数を108人とさせていただいております。これを超えた人数に関しましては、連日の受付の中でNCGM様のほうをお願いをして、翌日の午前中に検査を受けていただく。そして診療情報提供書、予診票に関しましてはファクス送信を行いまして、7月までの流れと同じような形で処理を行っているという状況でございます。

大変雑駁でございますけれども、説明のほうは以上でございます。よろしく申し上げます。

【会長】 それでは、ご質問かご意見ありましたらどうぞ。三雲委員。

【三雲委員】 1日の検査可能数というのは2つの仕組みを使って合計308ということだと思うのですが、違うのですか。どのようになっているのでしょうか。

【新型コロナウイルス感染症検査担当副参事】 今現在、新宿区のほうのPCR検査センターで行うのが、9時から11時まで、それから1時半から4時までということで、4時間半で108名という形にしてございます。それからNCGMの場合は、基本的に前日までという形の中で、午前中だけの2時間という形になっていまして、また、機能も完全に縮小してございますので、50名という形になっておりまして、1日の新宿区の今現在の委託の中で行っている検査に関しては158人、これがマックスという形で運営を行っているところでございます。

【会長】 やり方なのですが、7月31日までの業務についての報告事項と、8月1日以降の業務についての報告事項とあるのではないかと思うのですね。7月31日はもう終わったことなので、ここでやらないというわけではないのですけれど、質問者のほうでどちらの質問かはっきりしていただいて議論していったほうが混乱しないのではないかと思うのですが、

2つに分けていいですか。説明者のほうもそれでいいですか。

【新型コロナウイルス感染症検査担当副参事】 はい。

【会 長】 では質問される方、どちらの質問なのかははっきりしていただいて、昔のことを聞いているのか、今のことを聞いているのか、はっきりさせていただいた上でご質問願います。

では、三雲委員。続きでどうぞ。

【三雲委員】 勘違いしていました。158ということですね。

今後、これというのは拡充をしていく可能性というのはあるのでしょうか。その場合この体制には変更は起こるのでしょうか。

【会 長】 どうぞご説明ください。

【新型コロナウイルス感染症検査担当副参事】 今後の拡充ということなのですが、今108としているのですが、これは若干余裕を持った形でやっているのですが、当初8月の初め108ということで始めたのですが、中も大分慣れてきましたので、若干の枠の増大は可能です。また、7月27日より医師会のほうが東京都集合契約という契約をして、かつ、医師会の医療機関のほうで唾液によるPCR検査ができるようになってきています。そこら辺についても今回議会で協力金を払うということで、さらに区としても拡充していこうということで、今までマックスで、NCGMでやっていた時は300件ほど検査件数があったのですが、何かあったときのためにそこら辺は追いつけるような体制を何とかつくっていこうと考えておりまして、今のところ検査件数には余裕がある状況です。

【会 長】 三雲委員。

【三雲委員】 個人情報審が検査件数を増やしてほしいという話をしているのではなくて、今後増える可能性があると思うのです。民間の医療機関においてされることについては、これは個人情報保護条例の問題はないと思うのですが、実際、区で扱っている2つの仕組みで取扱件数を増やしていかなければいけないという話になったときに、例えば再委託先が増えていくとか、あるいは関わってこられる医師の先生方や団体が変わってくるとか、そういったことでの体制の変更というのはいり得るのでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【新型コロナウイルス感染症検査担当副参事】 体制の変更というのは、やはり今の保健所の敷地内だと面積、使えるスペースに限りがありますので、体制の変更ということでは考えていません。ただ、中は今、予約制をとって、時間的に余裕があってできる状況ですので、そこら辺のところでは若干数は増やしていくことは考えているところですが、それ以外の中の体制とし

て増やす体制、あるいは委託先というのはエスアールエルという会社なのですが、これは大手の検査会社で、かなりの検体数が余裕でできますので、そこについてはNCGMで300件というのもエスアールエルで十分受けられるので、委託先の検査会社については増やす必要はないと考えております。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】恐らく当面情報の流れに関しては、変更はないと理解いたしました。

もう1つ、資料15-1と資料15-2を見比べると、新宿区保健所のほうで情報処理、発生者が出たときのイントラPCにおける処理の仕方が違うのですね。15-1のほうでは、つまりPCR検査スポットのほうでは、対象者データをエクセルにまとめることになっている。これは区の中でエクセル表をつくって、そこに情報を集めることになっているのだと思うのですが、もう1つ、このPCR検査センター運営の場合、15-2のほうでは、対象者データはHER-SYSのほうに入力することになっていて処理が違っているようなのですが、これはなぜ違うのでしょうか。

【会 長】どうぞ、ご説明ください。

【新型コロナウイルス感染症検査担当副参事】15-1のほうのところでは、日々パスワード付のメールで送っていただくという中では、一応エクセルデータにさせていただいたものを送っていただくというところでございまして、また併せて、発生届でも送っていただくという形になりますけれども、区のほうが直営で行っている中には、そのデータ自体を保健予防課の中で、対象者データを直接HER-SYSに入力するというような形のエクセルデータを作成する手間を省いているというところで、今現在、処理は行っているというところでございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】そうするとこの資料15-1のエクセルデータというのは、これはパスワード付メールでNCGMからエクセルデータが送られてきたものを集積するということですか。

【新型コロナウイルス感染症検査担当副参事】ご指摘のとおりでございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】そうするとそのエクセルデータは、NCGMと保健所のイントラPCの双方に残ることになると思うのですが、その後のこのエクセルデータの処理はどうなっているのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【新型コロナウイルス感染症検査担当副参事】資料15-1の真ん中、中段以下にございます

とおり、この診療情報提供書と予診票に関しましては、カルテと同様の扱いという中で、医師法の24条に基づき5年間保管するという形になっておりまして、このデータに関しましても同様の取扱いという形で考えているところでございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】分かりました。

そうすると、この資料15-1の対象者データ、エクセル、この内容は当然HER-SYSのほうにまた別途入力をしていくということにも、相違はないですか。

【会 長】ご説明ください。

【新型コロナウイルス感染症検査担当副参事】業務的には同様の考えということで、エクセルデータでやっていたものという形になっております。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】エクセルデータでいただいたものを、その後HER-SYSのほうに区のほうで入力していくということで、使わないということによろしいですか。

【会 長】ご説明ください。

【新型コロナウイルス感染症検査担当副参事】いただいたデータは最終的に区のほうでHER-SYSに入力するということになります。

【会 長】よろしいですか。ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら結構、たくさんの説明を受けたのですが、業務委託2件と再委託1件の報告事項なのですけれど、全て了承することでよろしゅうございますか。

では、本件を了承することで終了いたします。ご苦労さまでした。

以上をもちまして一旦、若干オーバーしましたけれど、残りの2件はまた次回ということにさせていただきます、本日はこれで終了したいと思います。

事務局のほうで何か連絡。

【区政情報課長】長時間にわたりありがとうございました。

次回の審議会ですけれど、10月になります。22日の木曜日、午後2時からを予定しております。会場は5階のほうの大会議室をとっておりますので、そちらになります。またご案内させていただきます。どうもありがとうございました。

【会 長】どうも長時間、延長してご協力いただきましてありがとうございました。

次回もよろしくお願いいたします。これをもって終了といたします。

午後4時24分閉会